

2004年10月01日制定

2020年03月16日改訂

キッチン・洗面化粧台・システムバス取付・設置に関連する  
建設廃棄物の適正処理ガイドライン  
(第2版)

2020年3月

キッチン・バス工業会

## はじめに

近年、環境保護への社会的関心の高まりに合わせ、循環型社会形成推進基本法等が制定され、法規制もますます強化される傾向にあります。また、増え続ける廃棄物の発生抑制と適正処理については、昭和45年12月「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(略称:廃掃法)」が制定され、以後の度重なる改正により排出事業者責任の考え方が盛り込まれ、廃棄物を出した者の役割と責任の明確化、罰則の強化などが図られ今日に至っております。

キッチン・バス工業会に於いては、これら法規制の内容と廃棄物の適正処理について、会報や関連委員会を通して啓発活動を行ってまいりましたが、“現場での法律遵守“が十分徹底されたとは言い難い状況にあります。また、同時に何が法律による適正処理であるかについて企業間や担当者によって解釈上の相違があり、間違った法解釈による廃棄物処理が行政より指摘されたケースも発生しております。

システムキッチンや浴室ユニット等の設置工事に伴って発生する廃棄物の処理方法は「知らなかった」ではすまされず、厳しく責任を問われると認識しなければならない状況にあります。

本「工事現場で発生する施工・梱包廃材の適正処理ガイドライン」は、キッチン・バス工業会として、環境保全並びに法律の遵守といった観点から、会員各社が製造・販売する住宅設備機器の工事現場から発生する廃棄物の適正処理を的確に行うための標準マニュアルとして定めたものであります。

2004年9月

キッチン・バス工業会

総務委員会

建設系産業廃棄物適正処理推進WG

## 第2版発行にあたり

「工事現場で発生する施工・梱包廃材の適正処理ガイドライン」第1版の発行から15年が経過しました。その間、廃棄物処理法も2010年(平成22年)と2017年(平成29年)に改正が行なわれ現在に至っています。2010年(平成22年)の改正では、建設工事に伴い生ずる廃棄物について処理責任を元請業者に一元化することが、より明確に定められました。また、2017年(平成29年)の改正では、排出事業者である元請業者が収集運搬業者、処理業者に交付する manifests の取り扱いに関する罰則が強化されました。

このような変化に対応するため、名称を「キッチン・洗面化粧台・システムバス取付・設置に関連する建設廃棄物の適正処理ガイドライン」に変更し、第2版として発行いたします。

本ガイドラインは、キッチン・バス工業会会員各社が、建設廃棄物の処理について適正な対応を行うための指針とするものです。

2020年3月  
キッチン・バス工業会  
総務委員会  
材工課題専門委員会

# 1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、建設工事に伴い生ずる建設廃棄物処理の適正化が目的である。

本ガイドラインは、建設工事にキッチン・洗面化粧台・システムバスを納入することにより生ずる建設廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、廃棄物処理法という)に従って適正に処理することを目的とするものです。以下では、本ガイドラインで用いる主な用語を説明します。

## 【建設工事】

新築・増築・改築・リフォームなどの種類や発注金額に関係なく、すべての建設工事をいいます。

## 【排出事業者】

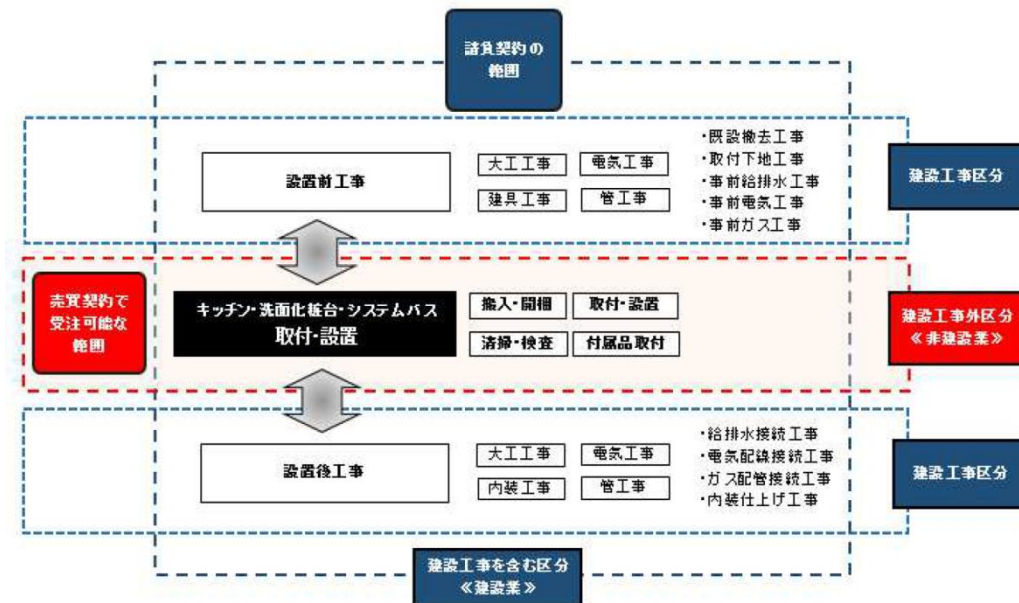
廃棄物を排出する者をいいます。建設工事では、発注者から直接建設工事を請け負った者(元請業者)が該当します。

## 【マニフェスト】

排出事業者が産業廃棄物の処理の終了を確認するために、産業廃棄物とともに交付する産業廃棄物管理表をいいます。

## 【取付・設置】

キッチン・洗面化粧台・システムバスの搬入、開梱、取付、設置、付属品取付、清掃、検査など、建設業法に定められた建設業種以外の作業をいいます。キッチン・バス工業会では、建設業種を含まない取付・設置作業は、元請業者との商品売買契約で受注可能であるという見解を示しています。詳細は当工業会ホームページ(建設関連)「キッチン・洗面化粧台・システムバス工事区分ガイドライン」を参照ください。



「キッチン・洗面化粧台・システムバス工事区分ガイドライン(第2版)」より

## 2. 廃棄物

廃棄物は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分けられる。

廃棄物処理法において、廃棄物は以下のように定められています。

(a) 廃棄物

占有者が自ら利用したり、他人に有償で譲渡することができないために不要となったものと定義され、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分けられます。

(b) 産業廃棄物

建設工事等の事業活動によって生ずる廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、がれき類、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃油等で、これらは排出事業者自らの責任で処理しなければなりません。

(c) 一般廃棄物

生ごみ、新聞、雑誌など生活系廃棄物で、これらは廃棄物が生じた市区町村によるルール(回収場所・回収日・分別等)に従って処理しなければなりません。

(d) 建設廃棄物

建設工事に伴い生ずる廃棄物で、上記の「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分けられます。

建設 廃棄物	一般廃棄物 市区町村が回収する	産業廃棄物以外の廃棄物 生ごみ・雑誌・紙くず等の可燃ごみ、ガラス・陶磁器等の不燃ごみ、家具等の粗大ごみ 等		
	産業廃棄物 排出事業者が処理する	※廃プラスチック類	廃発泡スチロール、廃ビニール、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃シート類	
		※ゴムくず	天然ゴムくず	
		※金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ	
		※ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	ガラスくず、タイル衛生陶磁器くず、れんがくず、コンクリート製品製造過程で生じるくず	
		※がれき類	新築、改築、除去に伴って生じるコンクリート破片、アスファルトコンクリート破片、れんが破片	
		汚泥	含水率が高く微細な泥状の掘削物	
		木くず	新築、改築、除去に伴って生じる木くず(型枠、足場材、内装・建具工事の残材、木造解体材等)	
		紙くず	新築、改築、除去に伴って生じる紙くず(包装材、ダンボール、壁紙くず等)	
		繊維くず	新築、改築、除去に伴って生じる繊維くず(廃ウエス、縄、ロープ等)	
		廃油	防水アスファルト、アスファルト乳剤等の使用残さ(タールピッチ類)	
	特別管理 産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類	
		廃PCB等・PCB汚染物	トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器	
廃石綿等		飛散性アスベスト廃棄物		

※印は、安定型産業廃棄物を示す。

## Q&A

Q1 たんす・食卓・食器棚は産業廃棄物ですか？

たんす・食卓・食器棚などの移動できる家具は、産業廃棄物ではなく一般廃棄物に分類されます。ただし、壁や床に固定されていて、取り外しに工事が必要な食器棚等の家具はキッチンと同様に産業廃棄物としての処理が必要です。

Q2 台所の改築工事で、お客様から食卓の処分も頼まれたのですが、どうしたらよいですか？

前述のように食卓は一般廃棄物ですので、産業廃棄物として処理することはできません。お客様にて市区町村のルールに従って処理していただくように説明してください。

Q3 洗面所の改築工事で、お客様から洗濯機の処分も頼まれたのですが、どうしたらよいですか？

洗濯機も一般廃棄物に分類されますので、産業廃棄物として処理することはできません。また、洗濯機は家電リサイクル法にしたがって、使用者(お客様)がリサイクル費用を負担して、製品を購入した店または買い換えようとしている店に回収してもらわなければなりません。なお、家電リサイクル法の対象には洗濯機の他にエアコン・テレビ・冷蔵庫等があります。

Q4 工事現場内で、作業者が食べた弁当の空き箱は産業廃棄物ですか？

弁当の空き箱は、作業者の個人消費によって生じる一般廃棄物です。建設工事現場内で市区町村による回収までの保管ができない場合は、各自で持ち帰って処分してください。また、建設工事現場内の事務所等で生じた生ごみや古新聞・古雑誌等の生活系廃棄物も一般廃棄物となります。

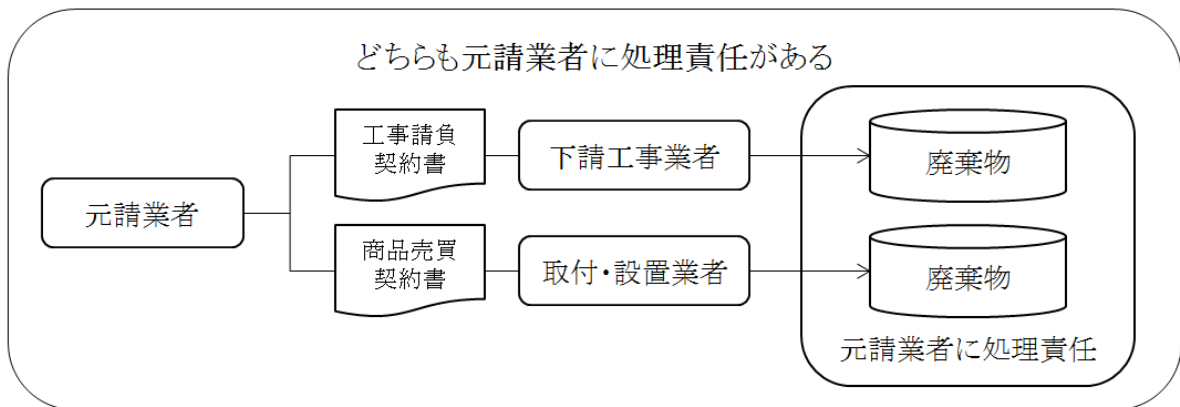
### 3. 元請業者の責務

元請業者は、廃棄物を適正に処理する責務を負う。

廃棄物処理法では、「排出事業者は、自らの責任において、事業活動に伴って生じた廃棄物を廃棄物処理法に従って適正に処理しなければならない」と定めています。建設工事における排出事業者は、発注者(お客様)から直接工事を請け負う元請業者になりますので、元請業者は、請け負った建設工事現場から生ずる廃棄物について自らの責任で適正処理を行わなければなりません。

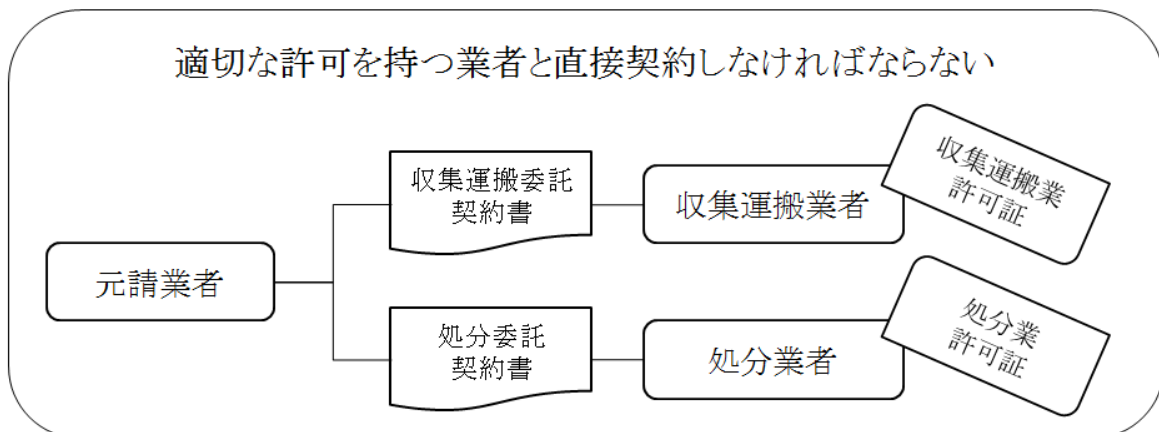
#### 3.1 元請業者と下請業者について

元請業者と下請業者の関係は、建設業法上の工事請負契約の締結により発生します。したがって商品売買契約により建設工事に納入された商品の取付・設置作業を行う業者(以下、取付・設置業者という)は、元請業者に対する下請業者の関係ではありませんが、元請業者は、個別の発注先業者との契約関係が請負契約か売買契約かを問わず、建設現場で生ずるすべての産業廃棄物について排出事業者としての責務を果たすことが求められます。



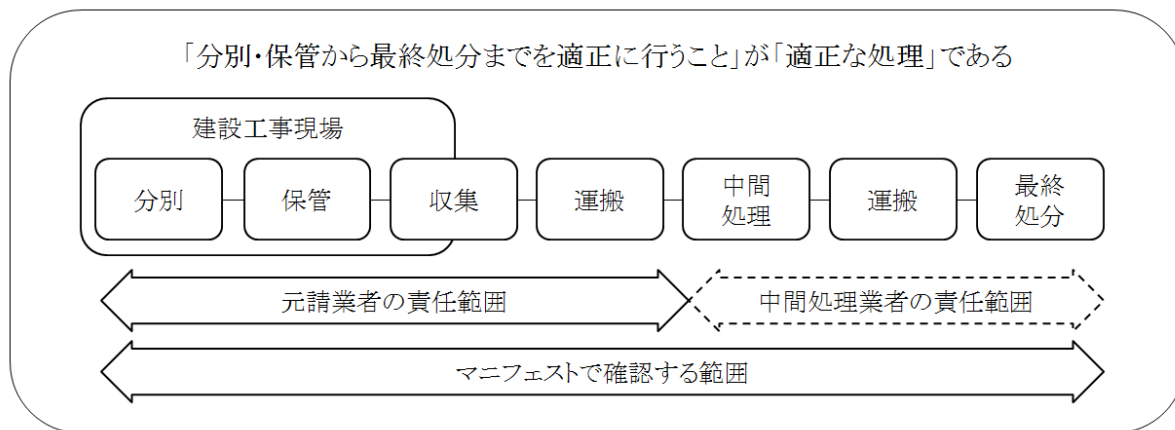
#### 3.2 産業廃棄物の収集運搬及び処分を他の業者に委託する場合

元請業者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分を他の業者に委託する場合、適切な許可を持つ業者であることを確認し、収集運搬業者、処分業者と直接に委託契約を締結しなければなりません。



### 3.3 適正な処理とは

廃棄物処理法における「処理」とは、分別、保管、収集運搬、処分（中間処理及び最終処分）をいいます。したがって元請業者は、発生した産業廃棄物について、建設工事現場内での保管から現場外に搬出され、処分されるまでの責任を負います。なお中間処理を行う場合、元請業者の責任範囲は中間処理までとなりますが、マニフェストで最終処分が確実に行われたことを確認しなければなりません。



## Q&A

**Q5** 建設工事による産業廃棄物の処理は、工事を発注したお客様の責任ではないでしょうか？

産業廃棄物の適正な処理を行う責任は、建設工事を請け負った元請業者にあります。ただし、その費用は発注者であるお客様に負担していただくものですので、産業廃棄物の運搬、処理、リサイクルに費用がかかることをご納得していただく必要があります。

**Q6** 産業廃棄物の運搬は、一般の運送業者でも可能ですか？

一般貨物、軽貨物の運送許可では産業廃棄物の運搬はできません。「産業廃棄物収集運搬業」の許可業者のみ運搬が可能です。また、運搬時には車両の両側面に以下のような表示を行わなければなりません。

産業廃棄物収集運搬車

〇〇株式会社(運搬業者名)

XXXXXX(許可番号下6桁以上)



## 4. 下請業者の責務

下請業者(以下、取付・設置業者を含む)は、建設工事現場内での産業廃棄物の保管に関して排出事業者の責務を負う。また、建設工事現場から産業廃棄物を持ち出してはならない。

下請業者は、産業廃棄物が建設工事現場から搬出されるまでの保管については「みなし排出事業者」となり、元請業者と同様に分別管理や現場外流出防止などの保管管理の責務を負います。また、4.2の例外事項を除き、産業廃棄物を建設工事現場から持ち出してはなりません。なお、取付・設置業者も下請業者同様の責務を求められます。

### 4.1 産業廃棄物の保管管理

建設工事現場の産業廃棄物については、下請業者が負うべき以下のような保管管理の責務と役割があります。

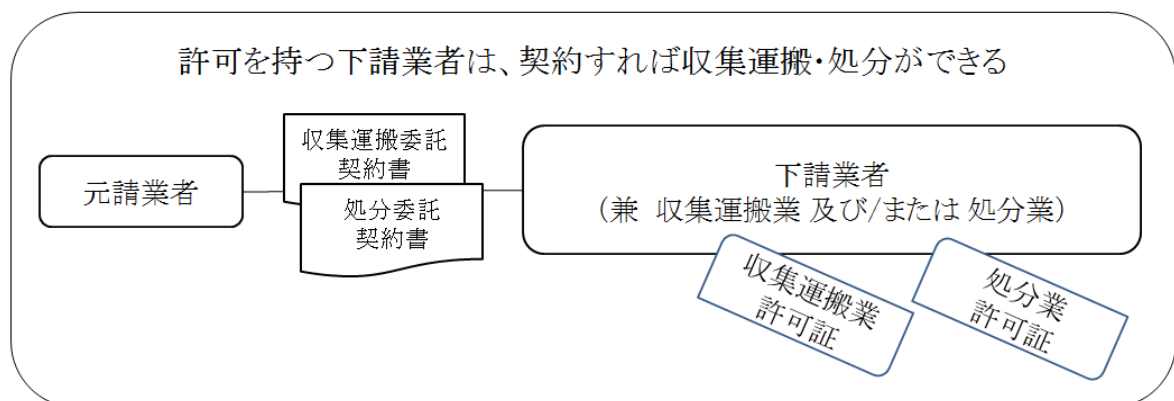
- (a) 産業廃棄物の抑制を積極的に図る。
- (b) 産業廃棄物の再生利用に関し元請業者に協力する。
- (c) 自分の業務に関する産業廃棄物の内容を元請業者に事前に知らせる。
- (d) 産業廃棄物の分別について作業員に周知徹底させる。

### 4.2 産業廃棄物の持ち出し禁止

下請業者は、産業廃棄物を建設工事現場から持ち出すことはできません。ただし下記の場合に限り、下請業者による産業廃棄物の持ち出しが認められています。

#### ① 元請業者と委託契約を締結している場合

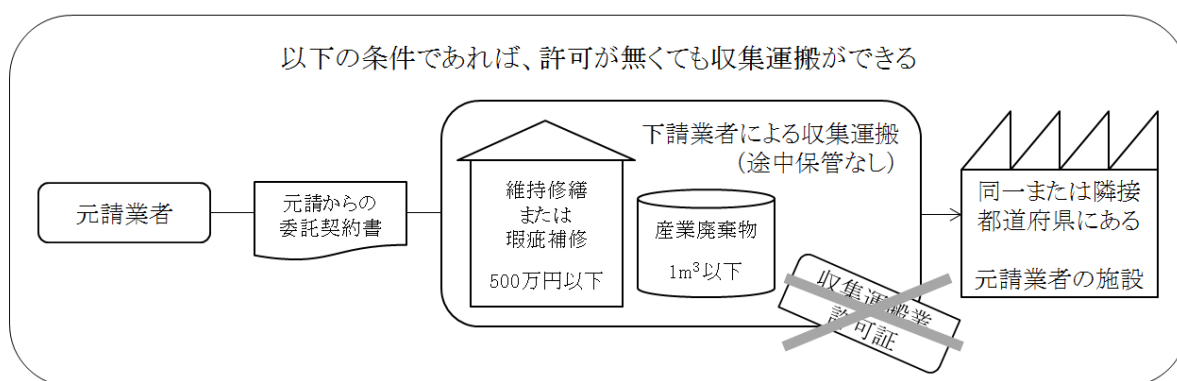
元請業者と、廃棄物収集運搬業または処分業の許可を得ている下請業者が、産業廃棄物の収集運搬または処分に関する委託契約を締結している場合は、下請業者はその契約に定められた収集運搬または処分を行うことができます。



## ② 廃棄物処理法第21条の3第3項による場合

下記5項目のすべてに当てはまる産業廃棄物について、下請業者が収集運搬することを、元請業者との契約で定めている場合は、下請業者は、収集運搬業の許可がなくても産業廃棄物の収集運搬を行うことができます。ただし、この場合も元請業者からマニフェストの交付を受けなくてはなりません。

- (a) 解体・新築・増築工事を除く「維持修繕工事」または「瑕疵の補修工事」で、発注者と元請業者との契約金額が500万円以下である。
- (b) 特別管理産業廃棄物(廃石綿・廃油・廃酸・廃アルカリ等)以外の産業廃棄物である。
- (c) 1回あたりの運搬量が1m<sup>3</sup>以下である。
- (d) 建設工事現場の都道府県または隣接の都道府県にある、元請業者の施設までに限定した運搬である。
- (e) 運搬の途中で保管しない。



## Q&A

### Q7 分解・分別が面倒なので、しなくてもよいですか？

産業廃棄物の再資源化を効率的・経済的に進めるためにも、工事現場で定められたルールに従って必ず分別してください。特に、ダンボール等のリサイクル可能なものや、選別等の中間処理を経由せず安定型最終処分場に持込が可能な安定型産業廃棄物(がれき類・廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・陶磁器くず)は、他の廃棄物が混ざったり、付着したりしないよう分別を徹底してください。

### Q8 製品の梱包材は、メーカーが回収しないのですか？

製品の梱包材も産業廃棄物ですので、メーカーが建設工事現場から持ち出すことはできません。ただし、廃棄物処理法に基づく広域認定制度の認定取得メーカーが、元請業者と回収に関する契約を締結したうえで自社製品の梱包材を回収する場合を除きます。

## 5. 製造事業者の責務

製造事業者は、技術開発に注力し、産業廃棄物発生の抑制を図らなければならない。

キッチン・洗面化粧台・システムバスの製造事業者には、建設工事現場において生ずる産業廃棄物を抑制するため、以下のような工夫が求められます。

- (a) 繰り返し使用が可能な容器包装を使用し、容器包装の過剰使用の抑制を図ること。
- (b) 建設工事現場で生じた廃材の再生活用に努めること
- (c) 製品が産業廃棄物となった場合、適正処理が困難にならないよう情報を提供するとともに、そのような製品開発に努めること。

## 6. 廃棄物処理法の罰則

廃棄物処理法の違反は重い罰則を伴う。

廃棄物処理法では、産業廃棄物の不適正な処理に対して罰則が定められています。主な例を示します。

- (a) 元請業者・下請業者に関わらず、産業廃棄物を放棄または焼却した(未遂を含む)。  
→ 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、法人は更に3億円以下の罰金
- (b) 元請業者が、無許可業者に収集運搬や処分を委託した。  
→ 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金
- (c) 元請業者が、回収運搬業者や処分業者と適切な契約を締結していなかった。  
→ 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
- (d) 元請業者が、マニフェストを適切に交付していなかった。  
→ 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金
- (e) 回収運搬業者が、マニフェストの交付を受けずに回収した。  
→ 6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金

## 7. まとめ

廃棄物処理法では、元請業者・下請業者・製造事業者それぞれの責務がある。

以上、建設工事に伴い生ずる廃棄物処理の適正化に向けて、元請業者・下請業者・製造事業者それぞれの責務と役割をまとめました。廃棄物処理法の目的である生活環境の保全及び公衆衛生の向上の実現に向けて、会員各社が本ガイドラインに沿った対応を行うようお願いいたします。

参考

『建設廃棄物処理指針(平成22年度版)』(2011年3月環境省)

『産業廃棄物を排出する事業者の方に』(公財・産業廃棄物処理事業振興財団ホームページ)

『広域認定制度申請の手引き』(2014年3月環境省)

『産業廃棄物適正処理ガイドブック』(2019年10月東京都環境局)

キッチン・洗面化粧台・システムバス取付・設置に関する  
建設廃棄物の適正処理ガイドライン  
(第2版)

発行 キッチン・バス工業会

〒105-0012  
東京都港区芝大門1-4-9大門ビル3階  
TEL 03-3436-6453  
FAX 03-3436-6454  
E-mail: kitchen.bath@nifty.com  
URL: <http://www.kitchen-bath.jp/>